

令和8年度 企業トップクラス及び公正採用選考人権啓発推進員研修会

外国人雇用管理セミナー

いま知っておきたい「働ける在留資格」と「外国人労働者の雇用管理」

令和8年10月27日（火） 主催：徳島労働局・ハローワーク

講師 上田 佳江（社会保険労務士・外国人雇用管理アドバイザー）

本日も話すること

1

徳島県の外国人雇用の現状

数字で見る受入れの今

2

外国人が働ける在留資格

3つのグループで整理

3

特定技能のしくみ

1号と2号、対象分野、キャリアの流れ

4

技能実習から育成就労へ

何が、いつ変わるのか

5

外国人労働者の雇用管理

入社時の確認・届出から入社後の管理まで

徳島県の外国人雇用の現状

本日はお話しすること ①

徳島で働く外国人は過去最多の7,324人

7,324人

外国人労働者数

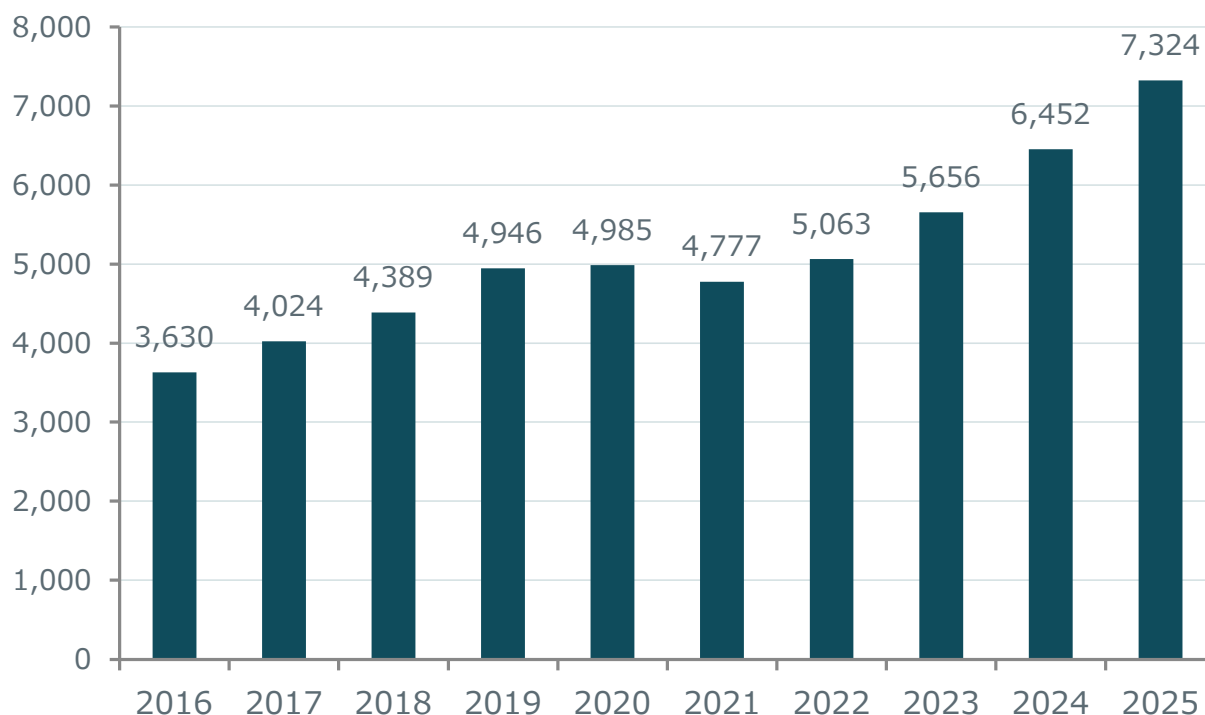
1,400所

外国人を雇う事業所

+13.5%

労働者数の前年比

外国人労働者数の推移（各年10月末、人）



出典：徳島労働局「外国人雇用状況」の届出状況（令和7年10月末時点）

外国人を雇う事業所は10年で約2倍に

1,400 所

外国人を雇う事業所（2025年）

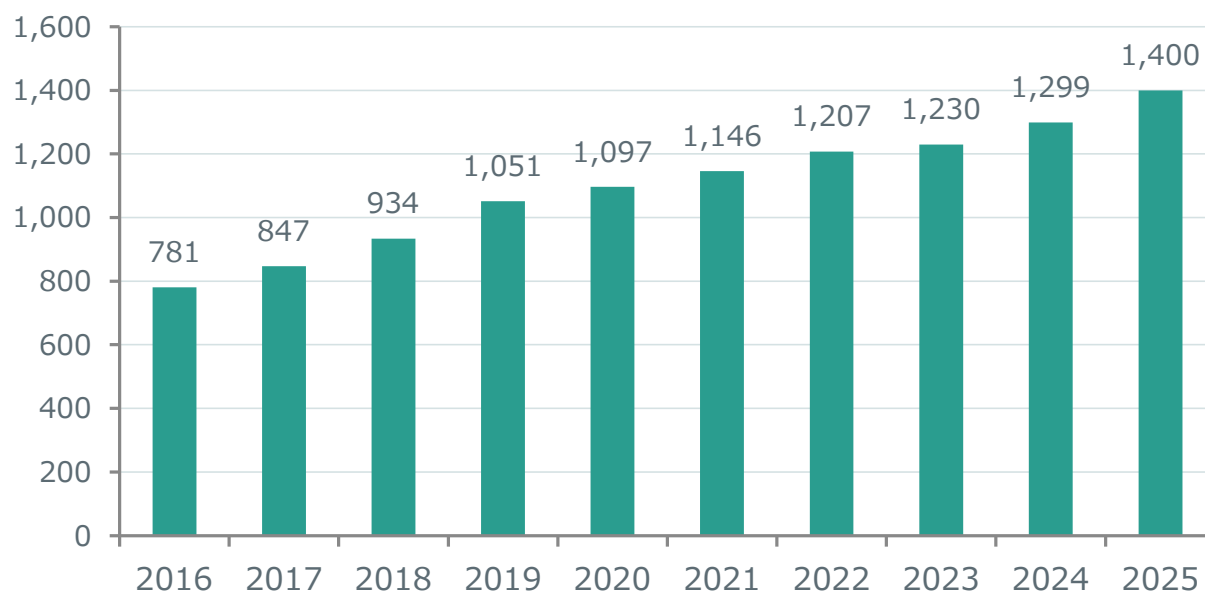
約2 倍

10年前（2015年）は686所

+101 所

前年比（+7.8%）

外国人を雇う事業所数の推移（各年10月末、所）



県内の事業所の約25か所に1か所（約4%）が外国人を雇用

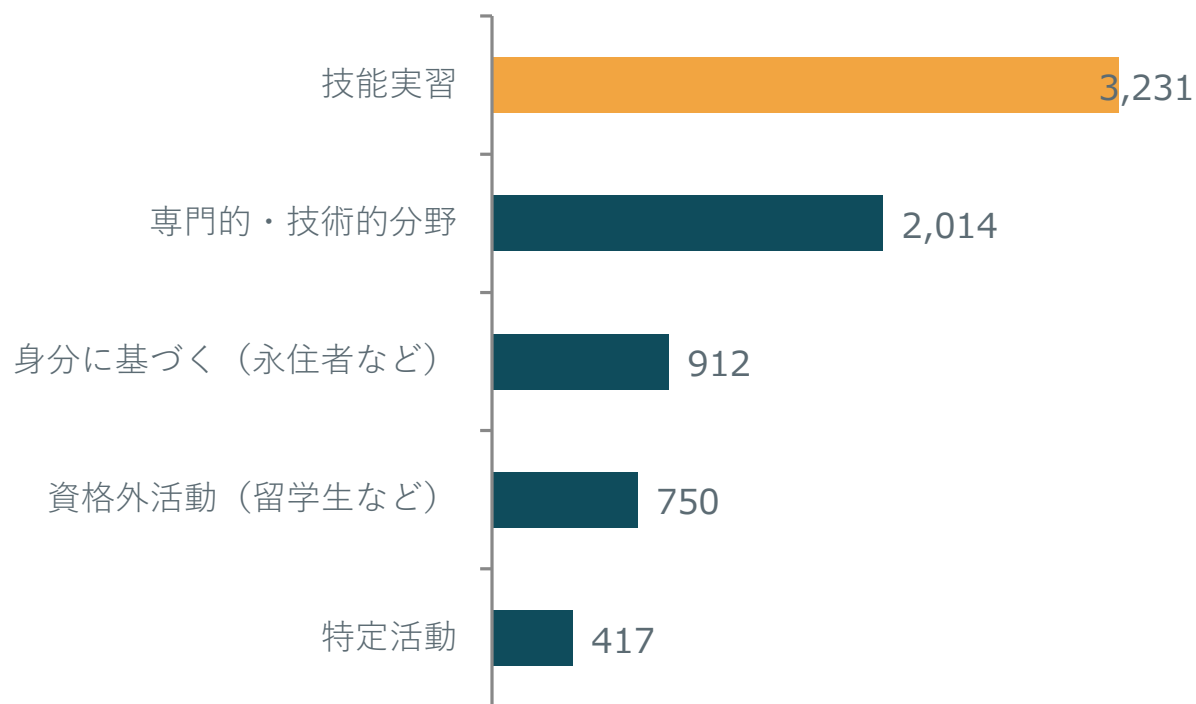
1,400所 ÷ 県内の民営
事業所 34,119所

出典：徳島労働局（令和7年10月末）、総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

外国人雇用管理セミナー | 徳島労働局

徳島は「技能実習生」が半分近くを占める

在留資格別の人数（人）



技能実習の割合

徳島 **44.1%**

全国 **19.4%**

→ 育成就労への移行の影響を全国より強く受けます

国籍別：ベトナム31.1%、インドネシア16.1%、中国13.9%

※専門的・技術的分野のうち特定技能は1,234人

出典：徳島労働局（令和7年10月末）、厚生労働省（全国）

外国人雇用管理セミナー | 徳島労働局

外国人が働ける在留資格

本日はお話しすること ②

外国人が働ける在留資格は3つのグループ

1

決められた仕事だけ
できる

技術・人文知識・国際業務
技能実習／特定技能
介護 など

許可された仕事の範囲を超えて
働かせることはできません

2

原則として
働けない

留学／家族滞在
短期滞在 など

資格外活動許可があれば
原則 週28時間まで
(短期滞在は不可)

3

仕事の制限が
ない

永住者／定住者
日本人の配偶者等
永住者の配偶者等

日本人と同じように、
どんな仕事にも就けます

3つの在留資格の違い

	技術・人文知識・国際業務	技能実習	特定技能1号
いつから	1990年（2015年に統合）	1993年～2027年3月	2019年4月
目的	専門人材の受入れ	国際貢献（技能移転）	人手不足分野の人材確保
仕事の内容	専門知識を使う仕事	決められた職種・作業	決められた分野の現場の仕事
主な要件	大学卒業など	特になし（介護は日本語）	技能試験＋日本語試験
在留期間	更新すれば上限なし	最長5年	通算5年（2号は上限なし）
家族の帯同	できる	できない	できない（2号はできる）
転職	できる（範囲内の仕事）	原則できない	同じ分野ならできる
徳島の人数	449人	3,231人	1,234人

徳島の人数は令和7年10月末（徳島労働局）。出典：出入国在留管理庁・厚生労働省の公表資料をもとに作成

どんな仕事で受け入れられる？（職種・分野の数）

技能実習（今）

96 職種

174作業（2号まで移行できる職種）

育成就労（2027年4月～）

17 分野

特定技能の分野にそえる

特定技能

19 分野

16分野＋追加3分野

特定技能の19分野（このうち育成就労は、点線の2分野を除く17分野）

介護

ビルクリーニング

工業製品製造業

建設

造船・舶用工業

自動車整備

宿泊

鉄道

農業

漁業

飲食料品製造業

外食業

林業

木材産業

リネンサプライ

物流倉庫

資源循環

自動車運送業
育成就労は対象外

航空
育成就労は対象外

オレンジ：2026年1月に追加が決まった3分野（試験の開始など受入れは準備中）

出典：厚労省「移行対象職種・作業一覧」（2026年7月29日時点）、入管庁「分野別運用方針の主要な記載事項」

特定技能は「即戦力」のための在留資格

特定技能1号

一定の技能と日本語がある人

在留期間 通算5年まで

家族の帯同 できない

支援 会社に支援義務あり（登録支援機関に委託可）

転職 同じ分野ならできる

特定技能2号

熟練した技能がある人

在留期間 上限なし（更新できる）

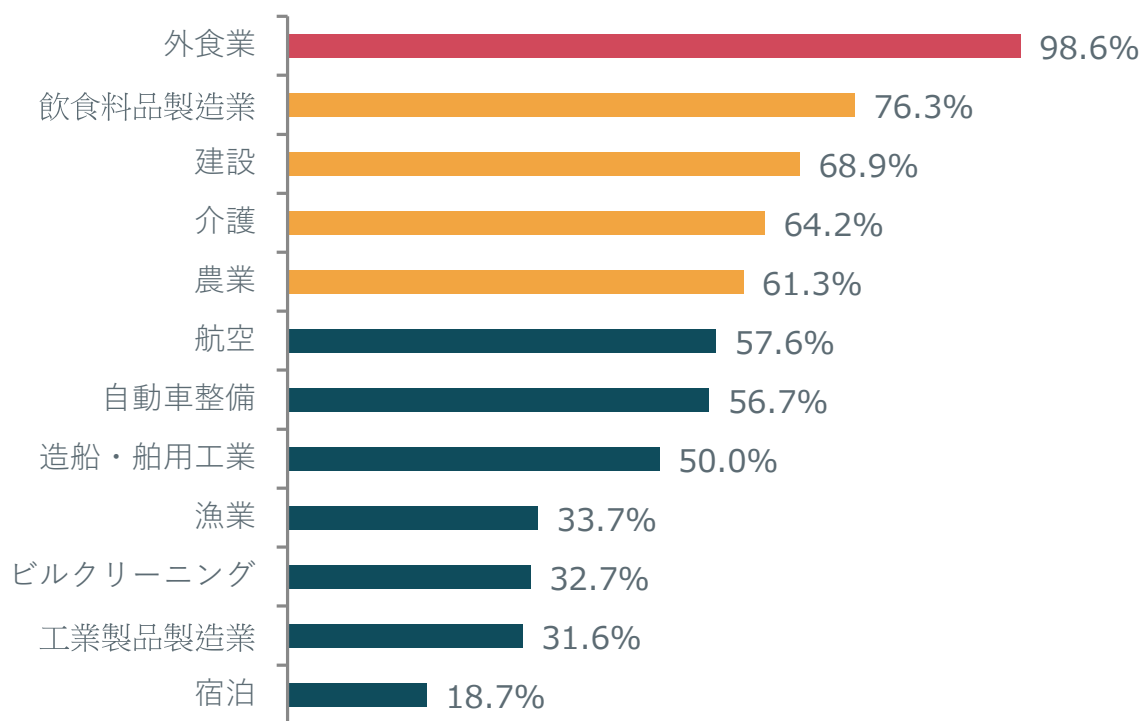
家族の帯同 できる（配偶者・子）

支援 支援義務なし

転職 同じ分野ならできる

特定技能には分野ごとに受入れの上限があります

上限（受入れ見込数）に対する今の人数の割合



上限に達する時期の試算

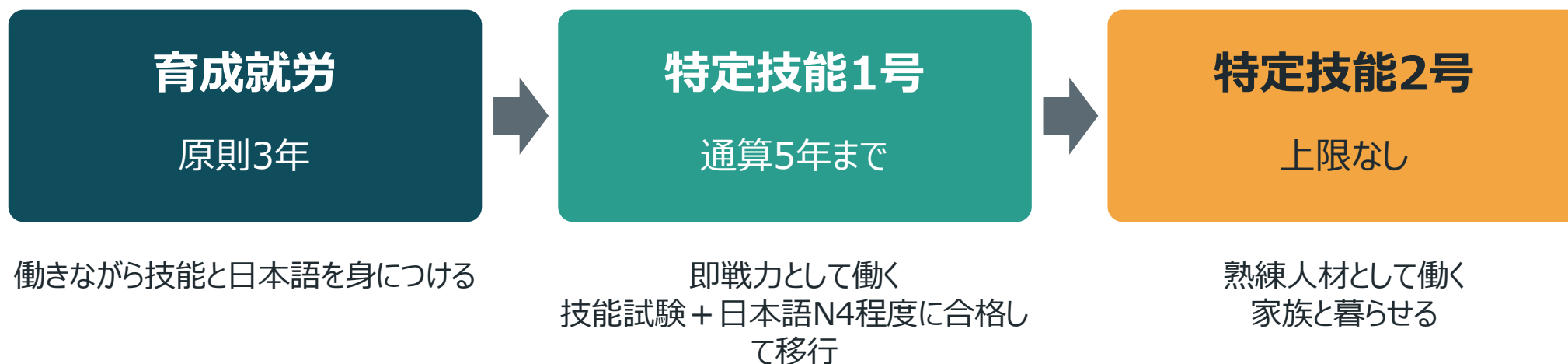
外食業	到達（新規受付停止中）
飲食料品製造業	2028年秋ごろ
介護	2028年末ごろ
農業	2029年初めごろ
建設	期限内は届かない見込み

直近1か月の増え方が続いた場合の単純な試算です

上限に達すると、新規の受入れや他の資格からの移行が止まることも

出典：出入国在留管理庁「特定技能1号の受入れ見込数及び在留者数について」（令和8年7月末・速報値）。上限は2029年3月末までの見込数

育成就労から特定技能へ、長く働けるキャリアの道



会社にとっては、育てた人に長く活躍してもらえるチャンス。転籍できるようになる分、「ここで働きたい」と思ってもらえる職場づくりが大切になります。

技能実習から育成就労へ

2027年（令和9年）4月1日 スタート

これまで：技能実習

目的は「国際貢献」

日本で学んだ技能を母国へ持ち帰ってもらう
制度



これから：育成就労

目的は「人材確保・育成」

人手不足の分野で、3年かけて特定技能1
号のレベルまで育てる制度

「働く人」として受け入れ、育て、長く活躍してもらう制度に変わります

育成就労で変わる4つのポイント

1 期間は原則3年

3年間で特定技能1号の水準（技能・日本語）を目指して育成します

2 本人の希望で転籍できる

同じ分野で1～2年働き、技能と日本語の試験に合格するなど条件を満たせば転職できます

3 日本語の要件ができる

働き始める前にN5程度の日本語試験の合格、または講習の受講が必要です

4 本人の費用負担に上限

送出機関に払う手数料は月給の2か月分まで。受入れ側の負担は増えます

外国人の雇用管理

本日はお話しすること ⑤

採用するときに必ずすること

1 在留カードを確認

雇う前に、在留資格と在留期間、働ける範囲を確認します。偽造の見分けには無料の「在留カード等読取アプリ」を使いましょう

2 届出をする

雇ったときも辞めたときも、ハローワークへ届出が必要です。アルバイトや留学生も対象。怠ると30万円以下の罰金

3 不法就労に注意

働けない人を雇うと「不法就労助長罪」に。在留カードを確認していなければ「知らなかった」では済みません

不法就労助長罪の罰則が重くなります

今：3年以下・300万円以下 → 2027年4月から：5年以下・500万円以下

雇用管理の原則は、労働条件をしっかりと説明すること

外国人社員は、ここをしっかりと確認しています

1

契約期間

何年？いつまで？更新は？

2

退職の申出

何日前に言えばいい？

3

賞与

ボーナスは出る？いくら？

4

昇給

いつ・どのくらい上がる？

5

労働時間・シフト

シフトの時間は？残業は？

6

休日

休みはいつ？どう決まる？

同一労働同一賃金

2026年10月から

パート・有期社員を雇うときは
「待遇の違いの説明を求められる」
ことの明示が必要に
外国人社員も対象です

組合・支援機関まかせにしない

労働条件通知書は、
内容をしっかりと確認する

- 「就業規則と相違ないか？」
- 「事実（実際の運営）と相違ないか？」

不信感を招く原因は排除すべき！

特定技能の人は、契約期間を特によく見えています

出典：外国人雇用管理指針（令和8年改正）

外国人雇用管理セミナー | 徳島労働局

入社後の労務管理は日本人と同じルールで

1 労働条件は書面で

賃金・労働時間などを書面で明示し、母国語ややさしい日本語で説明する

2 国籍で差をつけない

賃金・労働時間などの差別は禁止。同一労働同一賃金も適用。寮費などの控除は実費相当に

3 パスポート・在留カードを預からない

本人の大切な書類は会社で保管しない

4 安全衛生教育はわかる方法で

母国語や図解・動画を使う。健康診断・ストレスチェックも日本人と同じ

5 労働・社会保険に加入

制度を説明し、手続きをする。帰国時は脱退一時金も案内

6 安易な解雇・雇止めはしない

妊娠・出産を理由とした解雇は禁止。辞めるときは離職票の交付と届出を

出典：外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（厚生労働省）

外国人雇用管理セミナー | 徳島労働局

長く働いてもらうための職場づくり

外国人社員からよくある質問

「最初に聞いた給料と、振り込まれた金額が違うのはなぜ？」

「8時始業なので、8時ちょうどに来ればいいですね？」

「年末年始は休まなくていいので、2月に多く休みたい」

→ 日本の「当たり前」は知らなくて当然。理由も含めて説明を

会社が努めること（指針）

- 苦情・相談の窓口をつくる
- 日本語学習を支援する（今年6月の改正で追加）
- 評価・賃金・配置のルールを見える化する
- 在留期間の更新や一時帰国の休暇に配慮する
- 10人以上雇うなら雇用労務責任者を選任

無料で使える厚生労働省のツール

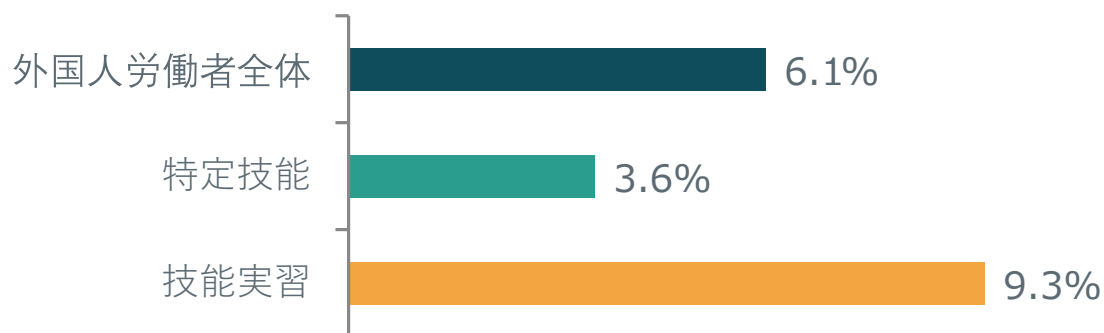
- 労務管理のポイント・例文集（やさしい日本語）
- 雇用管理に役立つ多言語用語集（14言語）
- モデル就業規則（やさしい日本語版）・自主点検表

出典：厚生労働省「外国人の雇用」、外国人雇用管理指針

外国人雇用管理セミナー | 徳島労働局

外国人は転職したいと思っている？

「日本の別の会社に移りたい」と答えた割合



81.2 %

が「今の会社で働きたい」

1.2 %

技能実習生の失踪の割合（2024年・6,510人）

職場への不満の上位（正社員）

昇進が遅い 28.6%・給料が上がらない 28.2%・給料が安い 25.6%

転職を考える人は1割未満。ただし育成就労では転籍できるので「選ばれる職場」づくりを

出典：厚生労働省「令和7年外国人雇用実態調査」、出入国在留管理庁（失踪者数）、パーソル総合研究所（2019年・民間調査、職場への不満）

困ったときは、ご相談ください

外国人雇用管理アドバイザー

相談無料
事業所への訪問もできます

申込み：お近くのハローワークへ

徳島労働局 職業対策課 088-611-5387

こんなご相談にお応えします

- 外国人を雇うときに考えておくこと
- 今の雇い方で問題がないかの確認
- 日本語に不慣れな人への職場教育
- 労働契約・配置・福利厚生の注意点
- 退職・解雇のときの注意点

ご清聴ありがとうございました